

## 筑西市消防団協力事業所等の認定に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、消防団の活動に積極的に協力する事業所等（以下「協力事業所等」という。）の認定等に関し必要な事項を定め、地域における自主防災活動を推進し、もって本市における消防及び防災の充実強化に資するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本市の区域内にある事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団長等 消防団長、自治協力員その他の公職にある者をいう。

### (認定の基準)

第3条 協力事業所等の認定の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業所等の従業員等のうち、相当数が消防団員として入団していること。
- (2) 消防団員である従業員等の消防団活動について、勤務体制等の配慮がされていること。
- (3) 災害時において、事業所等の資機材の貸与等の協力が求められること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の消防及び防災の活動に寄与している事実その他特別の事由があると認められること。

### (認定の申請)

第4条 協力事業所等の認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所等認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、消防団長等は、協力事業所等として適すると認められる事業所等を市長に推薦することができる。

### (認定)

第5条 前条の申請書（前条第2項の推薦の記載がない申請書を含む。）の提出があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、協力事業所等として認定するものとする。

2 前項の場合において、当該事業所等が消防関係法令の規定に違反する事実があると認めるときは、認定しない。

### (表示証の交付)

第6条 前条の規定により協力事業所等の認定をしたときは、市長は、認定の通知に代えて、当該事業所等（以下「認定協力事業所等」という。）に認定消防団協力事業所表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付する。

(表示証の掲示等)

第7条 認定協力事業所等は、交付された表示証を次に掲げる方法により掲示し、又は掲載しなければならない。

(1) 認定協力事業所等の事務所等で公衆から見やすい場所への掲示

(2) 認定協力事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、看板又はホームページ等への掲載

(認定の期間)

第8条 認定協力事業所等の認定の期間は、当該認定の日から2年後の当該月の末日までとする。

ただし、当該認定協力事業所等が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合は、当該認定の期間は、当該総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年後の当該月の末日とする。

2 表示証には、前項の認定の期間を表示し、当該認定協力事業所等は、当該認定の期間を経過して前条の表示証の掲示等をしてはならない。

(認定の更新等)

第9条 認定協力事業所等は、認定の更新を受けようとするときは、認定の期間が終了する2月前までに、第4条の規定の例により申請書を提出のうえ、市長に申請することができる。

2 前項の更新の申請書の提出があったときは、市長は、第5条から前条までの規定の例により、適当と認めるときは、認定し、表示証を交付するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定協力事業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、既に交付した表示証を返還させるものとする。

(1) 第3条に規定する認定の基準に該当しない事実に至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、認定を受け、表示証の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定協力事業所等として不適切な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により、認定の取消し又は表示証の返還をするときは、市長は、その理由を付して通知しなければならない。

(認定協力事業所等の公表)

第11条 市長は、認定協力事業所等の名称及び所在並びに消防団の活動に対する協力内容その他必要な事項について、市広報紙等により公表するものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第12条 市長は、認定協力事業所等の認定及び表示証の交付に際し、認定消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、当該認定協力事業所等の名称、所在、認定期間その他

必要な事項を記録し、整備しておかなければならない。

(表彰)

第13条 市長は、認定協力事業所等において消防団活動に対する協力が顕著と認められるときは、別に定める表彰規程に基づき表彰することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか協力事業所等の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。